

情報通信分野における 外資規制の在り方に関する検討会 ヒアリング資料

2021年8月3日

- ✓ 国の安全上の問題等を未然に防ぐ観点から、NTT法（日本電信電話株式会社等に関する法律）において、以下が規定

- **議決権割合の制限**（NTT法6条）

- **外国人等の議決権保有を3分の1未満に制限**

- **役員就任の禁止**（NTT法10条）

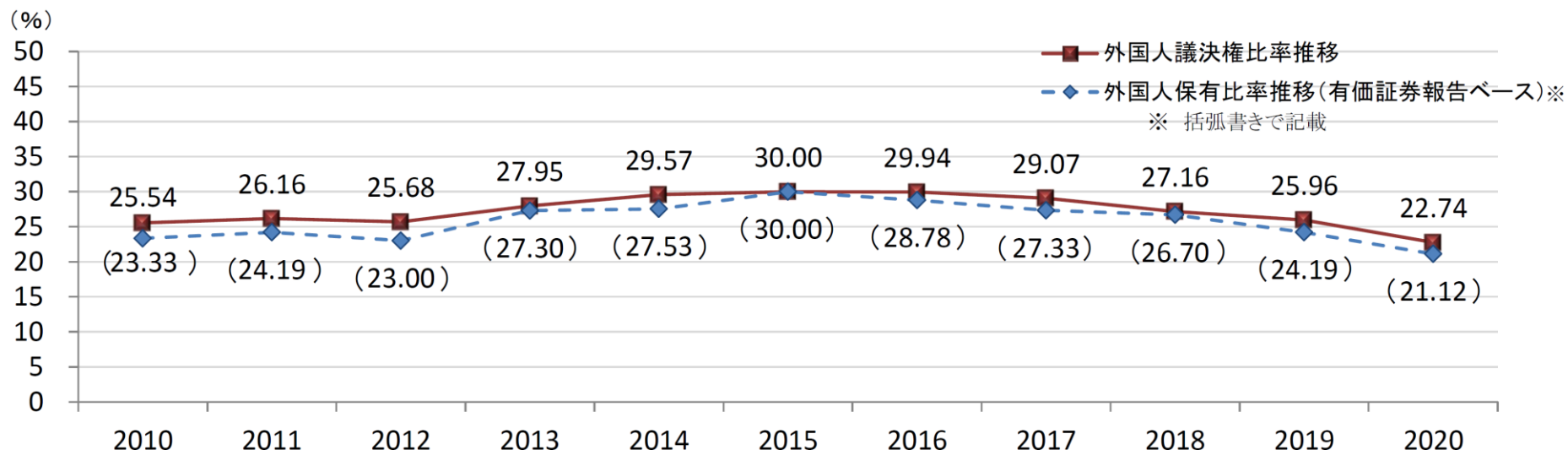
- **日本国籍を有しない人による当社およびNTT東西の役員への就任の禁止**
- **当社の役員選任及び解任は総務大臣の認可事項**

外資規制の具体的内容（議決権割合の制限）

■ 外国人等の議決権割合（NTT法6条）

- ✓ 外国人等の議決権割合（直接保有・間接保有※）が当社株式全体の**3分の1以上となるときは、株主名簿に記載してはならない**とされている。
※間接保有に関しては次頁を参照
- ✓ ただし、これまで外国人等の議決権割合が3分の1以上となった事象は発生していない。

◆ 外国人等の議決権割合の推移（第一回会合資料より抜粋）



※1 表の数値は、各事業年度末の割合。

※2 「外国人議決権比率」は、算出に当たり、議決権のない自己株式等を母数から減じることから、「外国人保有比率」よりも高くなる。

※3 種類株式は、発行していない。

外資規制の具体的内容（議決権割合の制限）

■ 外国人等による間接保有

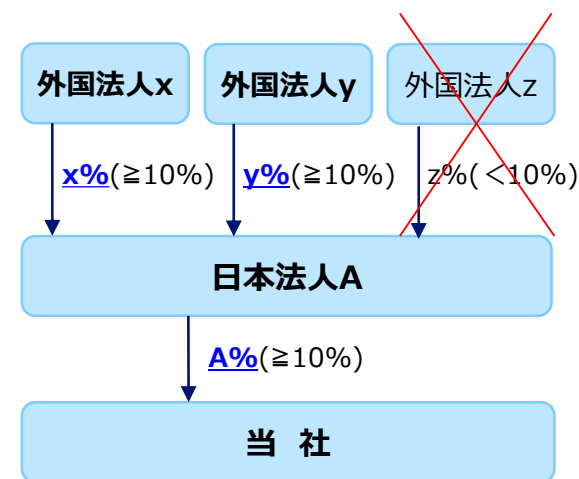
- ✓ 外国人等の議決権割合は、外国人等が直接保有する当社株式分に、当社の10分の1以上の議決権を有する日本法人・団体を通じて外国人等が間接保有する当社株式分を合計して算出
- ✓ 間接保有による議決権割合は、以下の①及び②を乗じて算出（NTT法6条・NTT法施行規則5条）
 - ①当社の10分の1以上の議決権を有する日本法人・団体による当社に対する議決権割合
 - ②上記①の日本法人・団体の10分の1以上の議決権を有する外国人等による当該法人・団体に対する議決権割合の合計
- ✓ 現状において、当社の1/10以上の議決権を有する者は財務大臣のみ（2021年3月時点）

◆当社の大株主の状況（2021年3月時点）

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
財務大臣	1,260,902	34.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	211,111	5.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	158,769	4.38
トヨタ自動車株式会社	80,775	2.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	38,008	1.05

◆間接保有分の算出イメージ

下記ケースでは、「 $A \times (x+y)\%$ 」で算出

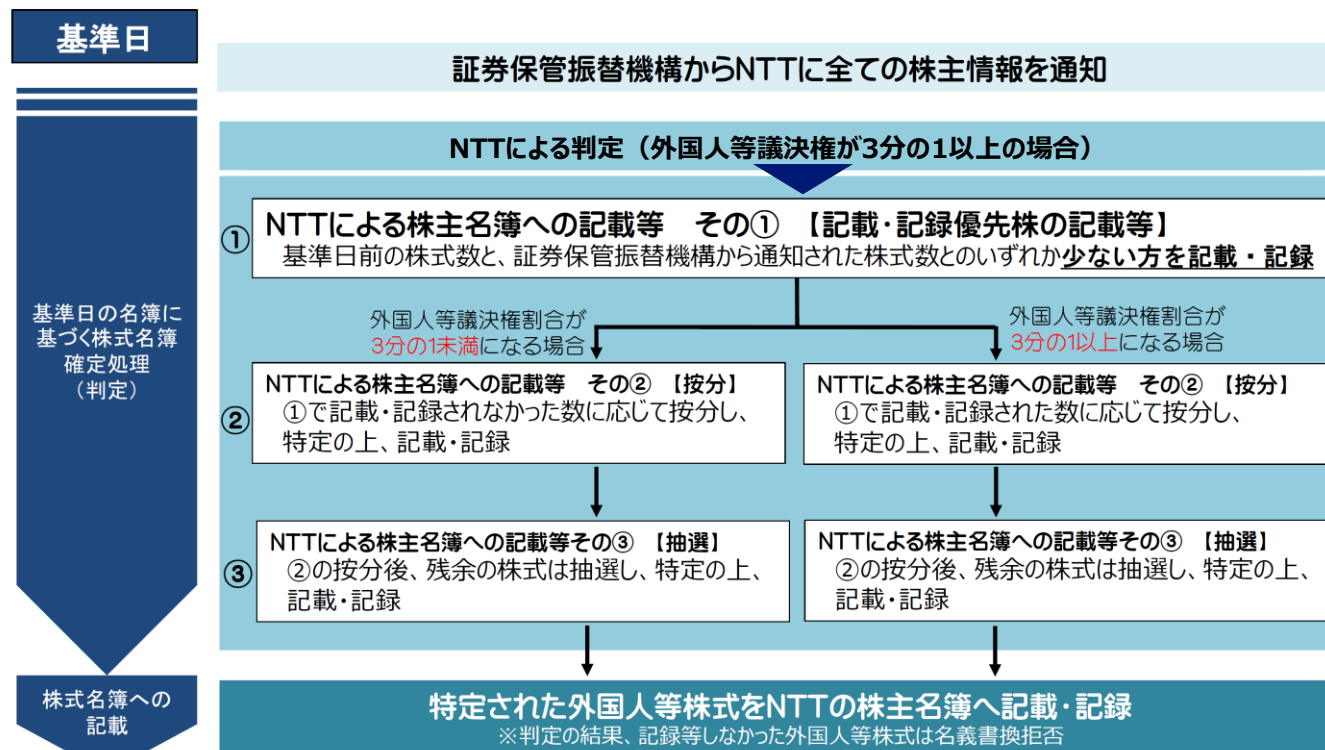


外資規制の担保措置（名義書換拒否制度）

■ 名義書換拒否制度

- ✓ 外国人等の議決権割合が**3分の1以上となる場合は、「名義書換拒否」を実施**（NTT法6条）
- ✓ 上記を実施しなかった場合、当社職員又は株主名簿管理人に対し50万円以下の罰金（NTT法24条）
- ✓ 当社では、これまで「名義書換拒否」を行った実績はないが、当該事象が発生した場合には、法令に定める手順（NTT法施行規則5条、下記参照）に従い、適切に実施する考え。

◆ 名義書換拒否の手順（第一回会合資料より抜粋、一部加工）



※ 書換拒否された外国人等株式は、NTTの株主名簿に記載されないこととなるため、株主としての権利なし。
ただし、配当については、定款に基づき、交付することとしている。

参考：外国人等の議決権割合の公告



■ 外国人等の議決権割合の公告（NTT法6条）

- ✓ 外国人等投資家を保護する観点から、基準日※から14 日前までに、外国人等の議決権割合を公告する義務が課されている

※株主名簿に記載され、又は記録されている株主をその権利を行使することができる者と会社が定める日

- ✓ 当社では、基準日（9月末・3月末）の14日前までに電子公告を実施しているが、より直近の情報を開示することで公告の実効性を高めるために、6月末・12月末の総株主通知を自主的に取得し、これらに基づく公告を実施

◆当社の公告の実例（第一回会合資料より抜粋）

外国人等議決権割合の公告	
2020年12月31日現在、外国人等議決権割合（日本電信電話株式会社等に関する法律第6条第1項に定める割合）が25.22%になっていることを、日本電信電話株式会社等に関する法律第6条第4項および同施行規則第6条により公告いたします。	
2021年3月1日	
東京都千代田区大手町一丁目5番1号 日本電信電話株式会社	
（注）外国人等議決権割合は、小数点第3位を四捨五入しております	
【ご参考（2020年12月31日現在の株式等の状況）】	
発行済株式総数	3,900,788,940株
自己株式	228,349,600株
単元未満株式	4,606,740株
相互保有株式株	0株
その他議決権を有しない株式	1,200株
議決権を有する株式	3,667,831,400株
外国人等保有株式数	925,054,300株

外国人等議決権割合

25.22%

保有比率の内訳(参考)

925,054,300

外国人等保有株式数(議決権のあるもの)

議決権を有する株式数 = 発行済み株式総数 3,900,788,940
3,667,831,400

- － 自己株式数 228,349,600
- － 単元未満株式数 4,606,740
- － 相互保有株式株数 0
- － その他議決権を有しない株式数 1,200

- ✓ 当社としては、今後も法令に基づき外資規制を遵守していく考え
- ✓ 一方で、規制を遵守していくためには、**実務的に対応可能であることが必要**
- ✓ 外国人等による直接保有分については、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、証券保管振替機構からの通知により正確に把握できるのに対し、**間接保有分**については、当社の10分の1以上の議決権を保有する日本法人・団体に対し、**当社が当該法人・団体の株主に関する情報の提供を個別に依頼することになる**が、現状、その**情報の正確性は、当該法人・団体の対応に委ねられている**。
- ✓ 情報の正確性を担保するため、例えば、**当該法人・団体に対して外国人等による当該法人・団体に対する議決権割合について、報告義務を課す**ことが考えられる。
- ✓ 上記のような義務を課すことができない場合や、上記の報告義務にも関わらず、**当該法人・団体から提供された情報に誤謬があった場合**において、それらの事情により、適切な名義書換拒否が行えなかったときは、**当社の責任が問われないようにしていただきたい**。